指定予定者の選定結果について

担当課:健康福祉部障害福祉課

施 設 名

伊丹市立障害者デイサービスセンター

伊丹市昆陽池2丁目10番地

上記施設では、現指定管理者の指定期間が令和6年3月31日に満了することに伴い、次期指定管理者となる団体(指定予定者)の選定を行いました。

選定結果の概要は、以下のとおりです。

	選 定 団 体(指定予定者)
名 称	社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会
代表者	行澤 睦雄
所 在 地	伊丹市広畑3丁目1番地

指 定 期 間(予定)

令和6年4月1日 から 令和11年3月31日 まで(5年間)

選定方法(公募・非公募の別)

非公募

選定理由

重度障がい者の生活改善及び日常生活支援を行う施設として、施設利用者の健康推進及び自立と社会参加の 促進を図るため、次に掲げる指定管理事業を実施する。

- ①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護を行うこと。
- ②上記法第5条第12項に規定する自立訓練(機能訓練)を行うこと。
- ③伊丹市地域生活支援事業実施要綱第2条第1項第11号に規定する機能訓練事業が挙げられる。

平成8年の開設以来、上記法人は重度障がい者に対する生活介護及び自立訓練(機能訓練)サービスを提供する市内唯一の施設の運営者として上記に掲げる事業を実施するとともに、利用者の生活全般への相談にも対応することで、利用者との信頼関係を築いてきた。また、地区社会福祉協議会、自治協議会といった地域の基盤づくりを整備することで、利用者が地域のサロンや祭り等の地域活動に参加する機会を確保し、利用者が住み慣れた地域でその人らしく地域生活を送ることに寄与してきた。

これらの事業及び施策は、同法人が第7次地域福祉推進計画(発展計画)に掲げる「誰もが自分らしく安心して暮らしていけるまちづくり」と連携するかたちで実施され、第6次伊丹市総合計画の基本方針「障害の有無にかかわらず、自ら選択する生き方や暮らしができるまち」と一体的に進めることで、施設の設置目的及び市の実施施策をより効果的かつ効率的に達成することができる法人であることから、当該施設をもっとも適切に運営できると考えられる。

以上のことから、「伊丹市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」第7条第1項第2号により、当該団体を指定予定者とする。

指定予定者として選定された団体につきましては、市議会での議決を経て、正式に指定管理者として指定します。